

6・15 NPO法改正案の成立に対する声明

本日のNPO法改正案の成立を大いに歓迎します。

新しい寄付税制(寄附金税額控除等)の一刻も早い実現を求めます。

今回の画期的なNPO法改正案の成立を大いに歓迎します

本日、6月15日午前の参議院本会議にて、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(NPO法改正案)」が全会一致で成立しました。

NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会(NPO/NGO連絡会)は、今回の画期的な改正案成立を大いに歓迎します。超党派NPO議員連盟をはじめ、関係者のご尽力に心より感謝申し上げます。

今回のNPO法改正案は、1998年に制定されたNPO法を抜本的に改正するものです。現在、NPO法人は全国で4万2千強の法人が活躍しています。しかし、寄付優遇税制の対象となる認定NPO法人はわずか215法人(全体の0.5%)だけです。認定NPO法人については、東京都に半数近くが集中する一方、一つも存在しない「認定NPO法人空白県」が15県あるなど偏りもありました。

また、東日本大震災の支援では、多くの国民が寄付を行い、義援金と違い即効性のあるNPO活動支援金に対する関心は高まっていますが、多くのNPO法人が税制優遇の無い状態で今後の支援の継続性に、現場から不安の声があがっています。

このような現状を受けて、NPO法改正案では、以下のような改正が盛り込まれています。

- ・認定機関(現行:国税庁)を、より身近な都道府県・政令市へ移管(認定相談・受付が簡易に)
- ・寄付集めのスタートアップを支援する「仮認定制度」を導入(認定要件の大幅な緩和)
- ・NPO法人の財務状況を明確にする「NPO法人会計基準」を採用(財務情報の公開で信頼性向上)

これにより、地方をはじめ、認定NPO法人の大幅な拡大が期待できます。さらに、寄付金使途などについて、より信頼性・透明性の高い会計報告も可能になります。国民に、より一層支え合い・助け合いの寄付が広がり、東日本の復興さらには、日本全体の寄付文化を促進する重要な礎となると期待しています。

新しい寄付税制(寄附金税額控除等)の一刻も早い実現を求めます

一方、NPO法改正と一体となる新寄付税制(寄附金税額控除等)が盛り込まれた税制改正法案は、未だ成立しておらず、衆議院にて審議中です。この税制改正法案が成立しなければ、今回のNPO法改正の効果が発揮されないことから、今国会での一刻も早い実現を強く求めます。

NPO/NGO連絡会は、全国の市民やNPOが、新しい制度・税制を活用して、より一層の社会貢献活動に取り組めるよう、これからも全力で取り組んでまいります。

2011年6月15日

NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会